

仕 様 書

1 件名

情報科学部 2 年生実験用機器(2020)その 1 賃貸借

2 設置場所

公立大学法人広島市立大学 情報科学部棟
広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号

3 導入機器等

別紙「機器仕様書」のとおり(参考機器は別紙「機器一覧(参考)」のとおりで機能に関する要件を満たし、他導入機器に影響を与えない同等以上の性質を持つ機器での導入を認める。)

4 機器の設置

機器の設置は、乙において行い、その内容は搬入、組立て、設置、調節及び各ソフトウェアのインストール、並びにシステム上での動作確認までとし、設置後、広島市立大学の教員又は事務局職員の検査を受けること。

5 保守業務

- (1) 保守作業を行うに当たっては、機器の運用等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 本機器等に発生した障害は速やかに復旧すること、また、大きな障害が発生しないように、日常の予防的保守を行うこと。
- (3) 機器等に障害等が発生したとの連絡を受けた際は、原則として半日以内にこれを修理、または代替機と交換すること。
- (4) 故障対応の際には、広島市立大学の教員又は事務局職員と協議を行い、修理までの日数等について明確にすること。
- (5) パッチプログラム等の情報提供を、情報発生の都度行うこと。
- (6) その他の詳細については、機器仕様書のとおり。

6 マニュアル

- (1) 本機器等の有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
- (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。

7 電気工事

- (1) 各機器からモジュラコンセント間の配線、機器は全て本契約とする。
- (2) 電源についても、各機器からコンセントまでの配線は本契約とする。
- (3) 必要に応じて専用の OA テーブルタップを用意し、周辺機器への電源供給を行う。

8 その他特記事項

- (1) 本学は、マイクロソフト製品についての包括契約を締結しているため、マイクロソフト社製 **Windows** 及び **Office** 等の実際の導入等にあたっては、導入するソフトウェアのバージョン等を本学担当者と打ち合わせの上、導入すること。
- (2) 納入しようとする物品がネットワークに関係している場合、予定している情報ネットワークの構築方法が、本学の情報ネットワークとの接続設計を満たしていること。
- (3) 機器の撤去の際はサーバやその他重要なデータを扱うものについて、情報の漏えい防止のため、データ消去など必要な措置を講じること。